

みんなでささえる 国保会計



～ 医療費の知識について学びましょう ～

人が生涯にかかる医療費額は、1人あたりで約2,300万円以上になると計算されていて、今後高齢化が進むにつれ、その金額は増えることが予想されます。

家計の負担を減らすためにも、医療機関のかかり方についてもう一度見直してみませんか。

●重複受診はやめましょう

病院に行ってきたけど「あまりよくなりません、薬が効かない」などの理由で、期間をあけずに別の病院でも診てもらった、という経験はないですか？

同じ病気で複数の医療機関にかかると、そのつど初診料(2,820円)がかかり、同じ内容で再度診てもらうことにより、医療費の支払いもかさみます。また検査・診療・投薬を繰り返すことにより、身体にも負担をかけます。※初診料額は保険者負担と自己負担の合計額

●かかりつけ医を持ちましょう

紹介状を持たずに大病院(ベット数200床以上)にかかると、初診料のほか特別料金が加算されます。まずは、健康状態を把握してもらえるかかりつけ医を持ちましょう。

●休日・夜間の受診はひかえましょう

休日や診療時間外に受診すると、通常の支払いのほかに、時間外分が加算されます。深夜に受診した場合の初診料は、2,820円→7,620円と増額になり、レントゲン検査や血液検査などを深夜に行うことで、さらに医療費の支払い額は高くなります。急病などの緊急性の高い症状以外は、平日の時間内に受診しましょう。※金額は保険者負担と自己負担の合計額

【子どもの急な病気で心配な時は、電話相談ができます】

こうちこども救急ダイヤル #8000 または☎088-873-3090

(365日対応で午後8時から翌日午前1時までです)

●薬を正しく使いましょう

薬の飲み合わせによっては、副作用が生じる場合があるので、お薬手帳を利用すると便利です。薬が必要以上に多くなり、飲まずに残してしまうことのないよう、用量・用法など、医師や薬剤師の指示をよく守って服用しましょう。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を希望する際は、医師・薬剤師に相談してください。

●整骨院(接骨院)、はり・きゅう、マッサージの正しいかかり方

柔道整復師が施術する整骨院(接骨院)では、外傷性の負傷のみが保険適用であり、内科的要因や慢性的な症状では保険は使えません。また、はり・きゅう、マッサージの施術を受ける時は、医師の同意があった場合に限り保険適用となります。

医療費の伸びを抑えるには、皆さん1人1人が健やかな身体を保つことが一番です。

『生活習慣病』などを患うことのないよう、栄養・運動・休養をバランスよくとり、大病を未然に防ぐため、年に1回の特定健診は必ず受診してください。

○お問い合わせ 【本 庁】住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)
【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112(直通)